

株式交換に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、会社法第 801 条第 3 項第 3 号
及び会社法施行規則第 190 条に定める書面)

2026 年 4 月 1 日

ARCHION 株式会社

日野自動車株式会社

2026年4月1日

株式交換に関する事後開示事項

東京都品川区西品川一丁目1番1号
住友不動産大崎ガーデンタワー
ARCHION 株式会社
代表取締役社長 CEO カール・デッペン

東京都日野市日野台三丁目1番地1
日野自動車株式会社
代表取締役社長 CEO サティヤカーム・アーリヤ

ARCHION 株式会社（以下「ARCHION」といいます。）及び日野自動車株式会社（以下「日野」といいます。）は、2025年10月20日付で締結した株式交換契約（その後の変更を含み、以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2026年4月1日を効力発生日として、ARCHIONを株式交換完全親会社、日野を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。

本株式交換について、会社法第791条第1項第2号、会社法第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条に定める事項は、下記のとおりです。

記

- 株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1号）
2026年4月1日
- 株式交換完全子会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過並びに会社法第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第190条第2号）
 - 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過
会社法第784条の2の規定に基づき、日野に対して本株式交換をやめることの請求をした株主は存在しませんでした。
 - 会社法第785条の規定による手続の経過
日野は、会社法第785条第3項及び第4項並びに社債、株式等の振替に関する法律第

155条第2項及び第161条第2項の規定に基づき、2026年3月9日付でその株主に対し、本株式交換を行う旨、株式交換完全親会社であるARCHIONの商号及び住所並びに買取口座について電子公告により公告を行いました。日野に対し、株式買取請求権を行使した株主は存在しませんでした。

- (3) 会社法第787条の規定による手続の経過
該当する事項はありません。
- (4) 会社法第789条の規定による手続の経過
該当する事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過並びに会社法第797条及び第799条の規定による手続の経過（会社法施行規則第190条第3号）

- (1) 会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過
会社法第796条の2の規定に基づき、ARCHIONに対して本株式交換をやめることの請求をした株主は存在しませんでした。
- (2) 会社法第797条の規定による手続の経過
ARCHIONには会社法第796条第1項本文に規定する特別支配会社である日野以外の株主はいませんでしたので、ARCHIONは会社法第797条の規定による手続は行っておりません。
- (3) 会社法第799条の規定による手続の経過
該当する事項はありません。

4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の種類及び種類ごとの数（会社法施行規則第190条第4号）

本株式交換によりARCHIONに移転した日野の株式の数は、普通株式845,069,543株、A種種類株式175,512,774株です。

5. その他株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第190条第5号）

- (1) ARCHIONは、会社法第795条第1項の規定により、2025年11月4日付の臨時株主総会の決議によって、本株式交換契約の承認を得ております。
- (2) 日野は、会社法第783条第1項及び会社法第322条第1項第11号の規定により、2025年11月28日開催の臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会の決議によって、本株式交換契約の承認を得ております。
- (3) ARCHIONは、本株式交換に際して、本株式交換によりARCHIONが日野の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）の日野の株主名簿に記載又は記録された日野の株主（ただし、下記（4）に記載の日野の自己株式が消却された後の株主をいいます。）に対して、その保有する日野の普通株式1株に対してARCHIONの普通株式1株を、A種種類株式1株に対してARCHIONのA種種類株式1株

を、それぞれ割当交付いたしました。なお、ARCHION が割当交付した普通株式の合計は 845,069,543 株、A 種種類株式の合計は 175,512,774 株です。

- (4) 日野は、2026 年 2 月 27 日開催の取締役会決議に基づき、基準時の直前時点において日野が保有していた自己株式全て(普通株式 427,105 株)を、基準時の直前時点をもって消却しております。
- (5) 本株式交換により増加する ARCHION の資本金の額は 9,999,999,999 円とし、準備金の額は会社計算規則第 39 条に従い ARCHION が別途定める額とします。
- (6) 日野の株式は、株式会社東京証券取引所において 2026 年 3 月 30 日付で上場廃止となりました。

以 上